

地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令案について

1. 背景

地籍調査の作業規程の準則については、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 3 条第 2 項に基づき、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）において定められているところである。

今般、「国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会」においてとりまとめられた報告書（令和 6 年 3 月 29 日公表）を踏まえ、地籍調査の円滑化・迅速化のため、準則について所要の改正を行う。

2. 概要

（1）現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の手続の新設（準則第 30 条関係）

筆界の調査に当たっては、準則第 30 条第 1 項に基づき、土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人（以下「所有者等」という。）の確認を得て調査するものとされているところ、所有者等の所在が明らかであるにも関わらず、現地調査等の通知を行っても反応がないことが円滑な調査の妨げとなっている。そのため、当該場合において、所有者等に対し、筆界案の送付により確認を求めても期限までに何ら回答がなければ、当該所有者等が筆界の確認をしたものとみなして調査を進めることができることとするよう改正を行う。

（2）航測法による地籍測量に係る適用区域の追加（準則第 37 条関係）

航測法による地籍測量の適用区域については、準則第 37 条第 3 項に基づき、精度区分乙二区域（山林及び原野並びにその周辺の区域）及び乙三区域（山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域）に限定されているところ、近年の測量技術の進展等を踏まえ、更なる調査の効率化を図るため、その適用区域を精度区分乙一区域（農用地及びその周辺の区域）まで拡大するよう改正を行う。

（3）その他地籍測量に係る手続の改正等

- 筆界に関する資料が多く存在する市街地での復元測量の活用を想定し、地上法による地籍細部測量を一筆地調査と並行して行うことを可能とするよう改正を行う（準則第 42 条関係）。
- 一筆地測量後の筆界点の位置の点検を必須の工程とするとともに、筆界点成果簿の作成時期を運用実態に合わせて、筆界点の位置の点検後速やかに作成するよう改正を行う（準則第 72 条関係）。
- 農用地における UAV を活用した測量を想定し、データの点検及び調整を行うために必要な点として、単点観測法により観測された点の使用も可能とするよう改正を行う（準則第 77 条関係）。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 6 月 28 日（金）

施 行：令和 6 年 6 月 28 日（金）